

## 議案第 99 号

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例を次  
のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成 16 年川崎市条例第  
27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用  
地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

田園住居地域内の高度地区において斜面地建築物の階数を制限するため、こ  
の条例を制定するものである。